

# 特定非営利活動法人羽村市スポーツ協会 体育功労者等表彰候補推薦要項

- 1 特定非営利活動法人羽村市スポーツ協会(以下、「協会」という。)表彰規程(以下、「規程」という。)に規定する表彰について、推薦基準の推薦等に必要な事務手続きをここに定める。
- 2 推薦者は、各団体関係の適任者からなる候補者を選考するための会議を開き、その議を経たのち推薦するものとする。
- 3 被表彰候補者等の推薦基準は、次のとおりとする。
  - (1)体育功労者
    - ア 規程第2条第1項第1号アに規定する候補者にあつては、本会役員としての勤務年数が8年以上のものとする。
    - イ 規程第2条第1項第1号イに規定する候補者にあつては、本会加盟団体での活動年数が10年以上のものとする。
  - (2)体育優良団体
    - ア 規程第2条第1項第2号に規定する候補団体にあつては、本会加盟後10年以上経過した団体とする。
  - (3)スポーツ功労者
    - ア 規程第2条第1項第3号に規定する候補者の基準は、次のとおりとする。
      - ① 国民スポーツ大会出場者及び団体
      - ② 東京都スポーツ大会において第3位以上の入賞者及び団体
      - ③ 東京都市町村総合スポーツ大会の優勝者及び団体
  - (4)ジュニアスポーツ功労者
    - ア 規程第2条第1項第4号に規定する候補者の基準は、次のとおりとする。
      - ① 関東大会出場者及び団体
      - ② 東京都大会において第3位以上の入賞者及び団体
      - ③ 東京都市町村総合スポーツ大会の優勝者及び団体
    - イ 規程第2条第1項第4号に規定する候補者の基準は、年齢が中学生以下の者で、前項①から③に該当する者及び団体とする。
- 4 前項により推薦する場合は、次の各号に掲げる書類を提出するものとする。
  - (1)推薦書
  - (2)功績調書
  - (3)前号に掲げるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。
- 5 この要項に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

## 付 則

この要項は、平成16年4月1日から施行する。

付 則

この要項は、平成 19 年 1 月 10 日から施行する。

付 則

この要項は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。